

尾張旭市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した随時監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和4年1月31日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

工事監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に基づく随時監査（工事監査）

2 監査の対象

(1) 工事名

旭小学校校舎増築工事（建築・電気・機械）

(2) 工事場所

尾張旭市西の野町五丁目1番地

(3) 請負金額

ア 建築工事

148,500,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額13,500,000円）

イ 電気工事

17,820,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,620,000円）

ウ 機械工事

39,050,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,550,000円）

(4) 工事請負業者

ア 建築工事

株式会社宇佐美組 名古屋支店

イ 電気工事

ナニワ電気工業株式会社

ウ 機械工事

有限会社アオヤマ設備

(5) 設計及び工事監理

株式会社日総研中部事務所

(6) 工期

令和3年6月29日から令和4年3月18日まで

(7) 建物規模等

ア 敷地面積 19,937.85㎡

イ 建築面積 672.41㎡

ウ 延床面積 672.41㎡

エ 構造

鉄筋コンクリート造 1階建

(8) 工事概要

普通教室数不足を解消するため、今後の児童増加を見越した教室数となる校舎の増築を行うものである。

ア 建築工事

(ア) 本体工事 一式

(イ) 外構工事 一式

イ 電気工事

(ア) 電灯設備工事 一式

(イ) 動力設備工事 一式

(ウ) 受変電設備工事 一式

(エ) 構内情報通信網設備工事 一式

(オ) 拡声設備工事 一式

(カ) 誘導支援設備工事 一式

(キ) 火災報知設備工事 一式

(ク) 映像設備工事 一式

(ケ) 防犯設備工事 一式

ウ 機械工事

(ア) 空気調和設備工事 一式

(イ) 換気設備工事 一式

(ウ) 衛生器具設備工事 一式

(エ) 給水設備工事 一式

(オ) 排水設備工事 一式

(カ) 給湯設備工事 一式

(キ) 消火設備工事 一式

(ク) ガス設備工事 一式

(9) 進捗状況（令和3年10月末現在）

ア 建築工事

計画出来高 25.0% 実施出来高 25.0%

イ 電気工事

計画出来高 8.0% 実施出来高 8.0%

ウ 機械工事

計画出来高 10.0% 実施出来高 10.0%

3 監査対象課

教育委員会教育政策課

4 監査の期間

令和3年9月25日から令和3年11月19日まで

5 監査方法

本監査は、技術的観点からの監査を主眼としているため、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士の派遣を得て、当該工事の執行に係る設計図書等の審査及び現場での実地調査を実施するとともに関係職員等からの説明を受けて行った。

6 監査結果

工事の施行は、おおむね適正に処理されていると認められたが、その中で次のとおり留意事項及び要望事項が挙げられるので、参考とされたい。

(1) 書類関係について

建築工事において、掛金収納書を確認したところ、建設業退職金共済制度の共済証紙を貼付していたが、令和3年10月1日から掛金日額310円証紙から320円証紙に改定されるため、310円の証紙が残っている場合は、早めに交換するよう指導されたい。

また、工事完成後に下請負業者に配付されているか、受払簿で確認されたい。

(2) 施工に関する書類について

ア 履行報告書の数値は、実施工程表に出来高曲線グラフを記載させ、計画出来高（黒色）と実施出来高（赤色）を色分けしていたが、工種別の構成比率が記載されていないため、月ごとの累計出来高数値根拠が不明確となっていた。数値根拠を明確にするよう指導されたい。

イ 建築本体工事は、工種ごとに計画書が提出され、今後も工程の施工前に順次提出される。事前に提出予定の計画書の一覧を作成させ、既提出と未提出の区分を明示することにより、施工及び品質の管理に努められたい。

ウ 段階確認報告書及び施工状況把握報告書については、各工事とも適切に作成され、管理されていた。事前に段階確認及び検査の予定時期等の一覧を作成し、活用することにより、確認忘れの未然防止を図ることについて検討されたい。

エ 建築工事受注者に若手技術者がいたが、若手人材育成のため、管理・主任技術者以外の技術者情報についても※コリンズへ登録することにより、技術者としてのインセンティブを与えて、業務遂行させることを指導されたい。

※コリンズ（CORINS） 一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が管理する工事实績情報システム

オ 施工体系図及び施工体制台帳は、提出させていたが、作業員名簿などの添付がなかった。施工中は確認でよいが、工事完了時には写しを提出されるものであるため、今のうちに管理徹底するよう指導されたい。

(3) 現場施工状況について

ア 本工事は、中規模建設工事現場（10人～49人）であるため、安全管理組織においては、統括安全衛生責任者及び安全衛生責任者ではなく、それぞれ「準ずる者」を配置することとなる（「中規模建設工事現場における安全衛生管理指針」参照）。今後は、指針に沿って指導されたい。

イ 建設業法等により、工事現場への掲示が必要とされるもの（「再下請負通知書の提出案内」、「建設業の許可票」、「労災保険関係成立票」及び「作業主任者一覧表」）については、記載項目について請負業者への指導を徹底されたい。なお、建設業許可票の主任技術者の専任の有無欄、資格者証交付番号欄及び許可年月日欄については、記載要領を再確認されたい。

ウ 工事監理は、工事監理者を選任し、設計図から受注者に施工図を作成させ、施工前チェックを行い、適切な指示を行っていたが、愛知県建設企画課の建設技術基準等（建築）の様式を参照し、また「施工プロセスチェック」を行い、監理関与を徹底するよう指導されたい。

エ 廃棄物処理に関しては、破棄物処理計画書の整理等、適切に実施されていたが、受注者として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に該当する場合、速やかに「建設副産物情報交換システム－COBRIS－」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成しているか再確認するよう指導されたい。

(4) 技術調査全般について

本工事の各種提出書類及び施工計画は、適切に作成されており、現場代理人、工事監督者及び監督職員の指示に基づく「提出確認チェック」を通じて、適切な指導がなされていた。

工事施工においては、現場での施工管理が工事目的物の品質に大きく影響する。本体工事は、今後忙しく推移することが見込まれるが、寒さが厳しくなり、風も通りやすい施工場所であるため、火災防止及び安全管理について徹底されたい。また、管理体制の更なる充実を図ることにより、無事故、無災害での完成となるよう指導されたい。